

令和3年第7回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和3年11月29日（月）15時00分

○招集場所 見附市役所5階 委員会室

○会議に付した議件

議第58号 令和4年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

議第59号 令和3年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の
原案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糀 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課係長	山 谷 一 憲

15時00分開会

教 育 長

只今より、令和3年第7回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「月ヶ岡特別支援学校の分校の見附高等学校施設内への設置について」教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「月ヶ岡特別支援学校の分校の見附高等学校施設内への設置について」説明いたします。

本件につきましては、11月5日付けで県教育庁義務教育課のホームページで公表されました。公表された原文を本日の配付資料に添付させて頂きましたのでご覧ください。

内容であります。県央地区の特別支援を要する児童生徒が増加していることから県立月ヶ岡特別支援学校の施設が狭隘（きょうあい）化しており、解消策として見附高等学校の校舎の一部を使い、令和5年4月より高等部の分校を設置するというものです。本分校は知的障害「普通学級」の単独校とし、1学級10人で1学年2学級、毎年1学年ずつ受入れることで令和7年度には60人規模の分校となる予定です。なお、月ヶ岡本校の高等部は、現在のまま存続する予定とのことであります。

県発表と同日の11月5日に、見附市教育長名で市内4中学校および見附特別支援学校の保護者へ向けて文書を発出しました。内容は県文書に準じたものでありますが、市立見附特別支援学校・高等部は今後も継続して運営していくこと、及び、見附市の特別支援教育の環境をより良くするよう県と協議していくことを説明させて頂いています。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

報告2「不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「令和2年度不登校児童生徒の状況といじめ認知件数について」説明します。

令和2年度の見附市の不登校の状況ですが、不登校の小学生は17人、中学生は27人、合計44人となっております。発生率については、小学校が0.91%、中学校が2.90%となり、見附市の不登校児童生徒の割合は、1.57%となっております。

令和2年度の見附市の不登校児童生徒の発生率は、中学校は国や県の発生率を下回っておりますが、小学校は、国の発生率は下回っているものの、県とは同率となっております。小・中学校とも本人の特性や家庭環境に起因する不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

次に、令和2年度のいじめの認知件数について報告します。小学校が28件、中学校が17件、合計45件のいじめを認知しております。学校の適切な対応により、

一定の解決及び全て解決済みで、重大事案は発生しておりません。

いじめの認知件数が過去3年で45件前後を推移しておりますが、各校では、いじめ見逃しゼロを目指し、いじめを積極的に認知し、しっかりとした対応が行われていると考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問はございませんか。

小 林 委 員

いじめの認知件数について、「これは解決されました」という表現は、具体的にどういう状態のことを指すのか。

学校教育課長

今ほど「全て解決済み」という表現で説明しましたが、文科省の基準がありまして、概ね3ヶ月を目途に当該児童・生徒がいじめの状態に戻っている、又は、苦痛などの状態を感じていない状況が少なくとも3ヶ月以上続く状況がなければ解決とみなさない。嫌なことを言われているなど少しでも本人からの申し出があれば、それは一定の解決はしていないという定義になっています。

教 育 長

ほかに質問はございませんか。

小 倉 委 員

いじめの認知件数についてですが、あくまでも本人からの申告の件数なのでしょうか。それとも、友達がいじめられているところを見たとか、いじめを知っているという件数なのでしょうか。

学校教育課長

いじめの認知件数につきましては、本人がいじめられている訴えがある場合、保

護者からの申し出がある場合、児童・生徒からの申し出がある場合につきましても、当該児童生徒の人間関係の中で、既に嫌なことを言われた、されたと感じた段階でいじめと認知することになっています。誰が申し出ても構わないということになっています。

齋藤委員

1ヶ月前、全国のいじめ・不登校の状況についてマスコミ報道があった。

不登校はコロナ禍の中で増えているが、逆にいじめは減っているという報道だった。それと比較すると、いじめ・不登校ともに大きな変動はなかったと思っている。いじめは減っているという期待感があったが、件数的にはそういう状況だったと安心している。

ただ、先日燕市で悲惨な事件が起きましたし、愛知県でも同様の事例があり、深刻な状況のものはまだまだあるのだな、とショックを受けた。

もうひとつショックを受けたことは、どちらの事件も学校側が状況を全く把握していなかったということです。

そう考えると、学校や教育委員会が把握していない深刻な状況が、もしかしたらあるのではと考えると大変恐ろしい。

アンケートを取って、その児童・生徒から何も訴えない、また他の児童・生徒からも何も訴えないと「いじめは無い」、と考えてしまうことがあるように感じる。改めて、アンケート結果や訴えだけで、いじめ件数を決めてしまうことは大変危険であると思う。子どものサインや表情など色々なことを踏まえながら、いじめについて調べていくことが大切だと改めて思いました。(見附市のいじめ件数) 45件という数字に安心してはいけないのかな、と思いました。

もう1点、不登校やいじめの中で、深刻なものはありますか。例えば、不登校で1年間全く登校していない事例や、いじめでは教育委員会で把握し対応しているが、

なかなか解決が難しい事例など、この件数の中にあるのではないかと思うが、さしつかえない範囲で教えていただきたい。

学校教育課長

いじめの認知件数について、教育委員会としては件数が少なければ良いということではありません。あくまでも「いじめ見逃しゼロ」を目指して、いじめはどの学校でも起きることを前提とし、素早く察知し適切に指導・支援に入っていくことが重要であると考えています。各学校につきましても、色々な事案が教育委員会に上がってきますが、いじめがあったから駄目ということではなく、その状況を適切に学校が把握し、被害者・加害者・保護者も含めて継続的に支援していくというスタンスです。ですので、学校には積極的に認知して欲しいと思いますし、件数が多い、少ないということではないと思っています。

次に、重大事案につきましても、いじめの重大事案には、命や危険が及ぶものなどが定義されていますが、それに該当するものは発生していないということです。

次に、不登校についてですが、現在30日以上欠席すると不登校とカウントしていますが、学校によっては、登校できなくて担任が家庭訪問の時に面会するという状況の児童・生徒もいます。学校としては、保護者だけでなく、スクールカウンセラーやSSWなど、色々な機関と連携して子どもの所在や状況を把握し、適用指導教室の利用や保健室登校など、その子に応じた関わりをすることで、学校復帰を目指していますが、全欠に近い児童・生徒は、実際見附市にもいます。

齋木委員

いじめを認知し、解決に至るまでの過程で、保護者にも情報提供するという説明がありましたが、親の立場からして、やはり自分の子どもが被害者であっても、加害者であっても学校側から報告があった方がありがたい。深刻な事態になってから報告を受ける方が、保護者としても責任を感じる。

今は、いじめを認知し解決する中で、保護者に対してどのような対応をされているのか教えていただきたい。

学校教育課長

学校がいじめを認知した場合については、加害、被害に関わらず、教育委員会としては保護者にまず経緯と今後の指導方針についてお話をし、保護者からも協力を得るスタンスでいます。被害にあった児童・生徒を何よりもまず最優先に守るということを大前提にしながら、保護者にお話をします。加害の方についても該当児童・生徒だけでなく、保護者の方にもお話をし、その行為自体がどうだったということを子どもたち自身が見つめて考えられるように、協力を依頼しています。ですので、学校が保護者に説明するときは、どういう状況で家庭訪問するのか、学校に来てもらうのか、管理職が立ち会うのか、学年主任または複数でなどいろんなパターンがあるので、どのように指導していくか話を聞きながら、保護者に対して丁寧に説明するよう状況に応じて指導しています。

ご指摘の通り、そこが一番外せない大切なポイントとして各学校に指導していきたいと考えています。

教 育 長

ほかに質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「スクールアカウンタビリティについて」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「スクールアカウンタビリティ in みつけ」について報告します。

今年度の「子育て教育の日」は、11月21日(日)でした。今年度は、新型コ

コロナウイルス感染症対策を講じての開催となりました。午前中は市内13校の授業公開が保護者に限定して行われ、午後からは見附市文化ホール「アルカディア」で、「スクールアカウントビリティ in みつけ2021」を開催しました。感染防止の観点から、児童生徒の発表は行わず、教職員の参加も1年目・2年目の教職員に限定して行いました。各校・園の特色ある取組をわかりやすくまとめた発表が行われました。教育委員の皆様におかれましては、ご多用の中おいでいただき、感謝申し上げます。今年度の参加者は、254名でした。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問はございませんか。

齋 藤 委 員

今年度のスクールアカウントビリティは、それぞれの学校が特色について、写真や動画など色々な方法で紹介しており、大変分かりやすく良かったと思う。また例年は子どもを前面に出しての発表で少し分かりにくい面もあったが、今年は校長先生が前面に出て、自校の取り組みを紹介している姿が、去年よりも大変良かったと思う。

そういう意味では、子どもを前面に出したい気持ちはあるが、校長や頑張ってる先生が前面に出て発表する姿が一番良いと感じた。

教 育 長

ほかに質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告4「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画（案）について」を子ども課長より説明願います。

こども課長

「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画（案）について」説明いたします。

まず、これまでの民営化の経過ですが、見附市では平成17年8月の「見附市自律推進プログラム」で、保育園等の施設運営の民営化を検討することが提言され、平成21年3月に策定した「新しい行政改革大綱」においては、積極的に民間委託等を推進することが定められました。これを受けて、平成21年11月に「見附市公立保育園等民営化検討委員会」を設置し、公立保育園等のあり方や民営化の有効性等を検討し、保育の質の向上及び多様な保育ニーズへの対応を図るために協議を重ね、平成22年4月に公立保育園の民営化の推進を提言するものとして答申されました。これを受けてこれまでに見附市では、公立保育園の民営化を進めてまいりました。

第1次実施計画において、平成24年度末に庄川保育園を閉園し、平成26年度に中央保育園を民営化しました。また、第2次実施計画においては、平成28年度に地域保育園を指定管理施設として委託し、平成30年度に見附保育園を民営化しました。

これ以降の実施計画については、出生数や保育園・認定こども園の入園状況を勘案しながら平成30年以降に検討するものとしてきましたので、今年度において第3次計画の検討委員会を設置し、9月、10月、11月に月一回のペースで検討会を開催し検討を進め、第3次実施計画（案）を策定したところであります。

11月26日（金）に検討委員会の委員長を務めていただきました、新潟県立大学の小池由佳教授から久住市長に実施計画（案）を提出いただきましたので、概要を説明させていただきます。

今回、第3次実施計画（案）の策定にあたりましては、公立保育園だけでなく、見附市内全体の保育園・認定こども園等を視野に入れ、市内の保育園等の現状と、

今後の児童数の推移などを基に公立保育園と地域保育園に関するあり方の検討し、子ども優先の視点に立ち、子どもの育ちというところに重きをおいて取りまとめたものであり、計画期間を令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2か年としました。

実施計画(案)の中で、現在見附市が課題としている3点についてご説明します。

まず、1点目ですが、急速な少子化への対応についてです。

見附市の人口は、平成7年度をピークに減少に転じており、それに伴い就学前の子ども人口も減少してきています。

それに対して、保育園・認定こども園の保育提供量(定員)については超過傾向にあります。私立園の改築や増築、また、新規開園が予定され定員の増が見込まれるため、このままですと、令和6年度には、保育提供量1,500人に対して、入園希望者1,200人を見込んでおりますが、そうすると、300人の保育提供量の超過が予想されます。この状況では、今後、各園により園児の取り合いが始まってしまうことが心配されます。

次に2点目ですが、地域保育園の課題についてです。

地域保育園は、現在4園あります。そのうち2園については、かなり施設の老朽化が進んでいる現状があります。

また、地域保育園はいわゆるへき地保育所であり、見附市では、農繁期の子どもの預かり先として設置され、そのような地域の子どもの保育を担ってきましたが、社会情勢の変化から現在では通年保育を実施しており、地域に住む子どもよりも地域外からの子どもの入園が多くなってきたという現状があります。

なお、現在の地域保育園は施設設備の関係から、認可外の保育園であり、国は認可保育所等への移行を促しているところであり、認可保育園とするためには施設整備が課題であります。

次に3点目ですが、要配慮児等への対応が必要であるということです。

障害をお持ちのお子さんや見守りが必要なお子さんがとても増えてきているという現状があります。令和3年度の地域保育園と幼稚園型認定こども園を除外した数字になりますが、入園者の16.1%が障害をお持ちのお子さんや医療的ケアが必要なお子さんであります。

このように大きく3点の課題を抱えている見附市の保育の現状でありますので、その課題解決のため、地域保育園の地域内利用者の状況、給食設備、拠点化、医療的ケア児への対応でどのような状況や役割があるのかを整理し、グループに分け検討し、課題解決のための目標を設定しました。

現在見附市には、公立園として、公立保育園の本所保育園、桜保育園、わかば保育園、名木野保育園の4園、地域保育園として、漆山保育園、和楽保育園、反田保育園、坂井保育園の4園、それから、私立園としては、私立保育園として杉沢保育園、新潟保育園、ちごし保育園、すみれ保育園の4園、認定こども園として、見附天使幼稚園、つぐみ幼稚園、ホップこども園、わかくさ中央こども園、見附みどりこども園の5園があります。

小規模保育園としては、わかくさキッズルームがあります。また、企業主導型保育園としては、令和4年4月開園予定のみつけの保育園とすまいる保育園の2園があります。

それぞれ、令和3年度の保育提供量と、この実施計画（案）の中で検討した令和6年度の保育提供量の記載があります。

本実施計画（案）による課題解決のためには、1つ目として、公立保育園の保育提供量の調整をし、本所保育園、桜保育園、わかば保育園の3園において、50人の保育提供量の減としたいと考えています。

このことにより、急速な少子化への対応として、公立保育園の保育提供量の調整

を図り、保育提供量を減らす分は、公立保育園の役割として、要配慮児への対応の充実を図り、医療的ケア児についても対応していきたいと考えています。

課題解決の2つ目としましては、公立保育園の名木野保育園と、地域保育園の漆山保育園、和楽保育園を3園セットで民営化したいと考えております。

このことにより、給食設備がないことから、現在認可外保育所となっている漆山保育園と和楽保育園についても、名木野保育園の給食設備を利用することを検討した運営の方法で、認可保育園とすることを目標としたいと考えています。

課題解決の3つ目としましては、地域保育園のうち老朽化が著しい反田保育園と坂井保育園の2園を閉園したいと考えております。

反田保育園は昭和50年、坂井保育園は平成3年の建築であり、保育に適した施設とは言えない現状です。園児数も減少傾向にありますので、閉園することにより、50人の保育提供量の減を目標とします。

この課題解決のための取り組みにより、目標値として令和6年度の入園者見込数に対する見附市内全域の保育提供量については、公立園の定員調整により、保育提供量約100人の減少を目指すこととします。これにより、予備定員として約200人を確保することになります。

検討結果を実際に進めていくための推進方法について説明します。

1つめは、反田保育園・坂井保育園の閉園です。

この背景にあるものは、①私立園の増員により、受け入れ可能な園児数が超過傾向にあること、②施設の老朽化が著しいこと、③教育的観点で考えると、園児をある程度集約し、一定数の集団の中で社会性を養うことが重要であるため、保育園や認定こども園の集約化が必要であること などがあります。

2つめは、名木野保育園・和楽保育園・漆山保育園の3園セットでの民営化です。

こちらについては、①名木野保育園の給食設備を利用することにより、民間のア

アイデアや活力により和楽保育園・漆山保育園も認可保育園にするもの、②今回の第3次実施計画を策定するにあたっては、1小学校区に1園以上の園を市内全域にバランスよく配置することにしております。

3つめは、本所保育園、桜保育園、わかば保育園の保育提供量の調整です。

こちらについては、①民間活力の利用、社会情勢や私立園の動向に伴い、柔軟な保育提供量の調整を公立保育園で図っていくこと、②公立保育園の役割として、増加傾向にある障害児や医療的ケア児への対応を強化していくこと、③障害児という観点だけではなく、公立保育園においては、様々な観点から支援が必要な家庭・地域・行政をつなぐ役割の強化を図っていきたいと考えています。

以上が、この度策定した第3次見附市公立保育園民営化等実施計画（案）の概要でございます。

最後に、民営化及び閉園までの今後のスケジュール予定について説明します。

まず、2月にパブリックコメントを実施し、それを経て、3月に第3次実施計画として決定するスケジュールを予定しております。

その後、令和5年度末に反田保育園と坂井保育園の閉園、令和6年4月に名木野保育園、漆山保育園、和楽保育園の民営化に向けて、移管先の選定等の作業や、保護者及び地元の皆様に対しては、丁寧な説明をし、ご理解をいただきたいと考えております。

見附市で育つ子どもたちが、より良い保育環境の中で、就学前の生活の場として過ごすことができるように、進めていきたいと考えております。

第3次実施計画（案）の概要として報告させていただきました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告5「市長の退任について」教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「市長の退任について」説明いたします。

本件につきましては、既に新聞報道等でご承知のことと思いますが、久住市長は健康上の理由により、任期半ばの11月30日を持ちまして退任されることとなりました。後任の市長については、12月12日の市長・市議会議員補欠選挙によって決まることとなります。

なお、久住市長は、11月30日午前11時45分に市役所正面玄関から退庁される予定です。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

日程第3 議第58号「令和4年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」を議題とします。

教育部長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第58号「令和3年度教育関係予算に係る、教育総務課の重点及び新規事業の原案について」説明いたします。

まず、文化財係の「1. 埋蔵文化財関係」ですが、「①貝喰川調整池予定地内試掘確認調査」は、長年見附市が県へ要望してきた今町地域の雨水対策事業に対する予

定地の試掘確認調査であります。事業費680万円のうち、国補助340万円、県補助68万円を見込んでいます。

「②耳取遺跡史跡境界標設置事業」は、耳取遺跡整備基本計画に基づき実施する事業であり、事業費230万円のうち、国補助115万円を見込んでおります。

次に「2. 方向性の確認」では、来年度以降、耳取遺跡整備事業等、市内の埋蔵文化財調査事業が目白押しとなることと、令和3年度末で学芸員1名が退職し、有資格者が3名から2名になることから令和5年度採用に向け、有資格者の採用をお願いいたしました。

次に、学校給食係の「3. 方向性の確認」では、「学校給食費の公会計化」の検討を進めるため令和4年度は関係部署で庁内検討組織を立ち上げ、課題の検討を進めることを確認いたしました。

次に、総務管理係の「4. 学校施設長寿命化関係事業」ですが、長寿命化計画に基づき実施される最初の改修工事となる「①田井小学校部位改修工事」の経費を要望したものです。事業費7,000万円のうち、国補助及び交付税措置により5,131万円を見込んでいます。「②名木野小学校長寿命化改良基本設計委託業務」は、第2ステージの事業であります。事業費500万円を想定し国補助1/3を見込んでおりますが、補助金交付は本事業完了後となる見込みであります。

次に、「5. 方向性の確認」では、2つの事業の縮小・廃止について確認いたしました。

1番目は、グリーンカーテンや緑化の推進など、地球環境に配慮した学校づくりを進める「アースプロジェクト事業」についてです。令和元年度に市内全普通教室へエアコン配備が完了したことにより、快適な気温管理が可能になった半面、電気料がかさんでいることから事業の一部縮小を打診いたしました。一律縮小ではなく、SDGsの教育的観点から状況を勘案し縮小するよう指導をいただきました。

2番目は、法改正により「売電を行う太陽光パネルに防御柵を設置することが義務付けられた」ことから「太陽光パネルの売電の廃止」を打診しました。売電しない太陽光パネルとの取扱いに矛盾があることから国に対して事業趣旨等を再度確認するよう指導を受けております。

以上でございます。

学校教育課長

「学校教育課の新規・重点事業について」ご説明いたします。

始めに、教員の多忙化解消、負担軽減を図り、きめ細やかな教育環境づくりのための事業2点について説明します。

1点目は、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導力や教材研究等に注力できるようにするために、授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフを4名8校に配置します。

2点目は、令和5年度から導入される休日部活動の段階的な地域移行に向けて、検討委員会を設置し、仕組み構築、運営主体、人財育成・確保について協議を開始します。

また、教員の働き方改革として、教職員の勤務実態の客観的な把握のための勤務管理システムを導入します。

次に、学習指導要領改訂に伴う指導力向上のための事業について説明します。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、各校2台設置している可搬式アクセスポイントを使用頻度の高い特別教室でも使用できるように1台ずつ増設し、各校3台体制とします。

この他の事業として、令和4年度から見附特別支援学校に加え、見附小学校に新たに病弱学級を新設（予定）し、医療的ケア児童1名入学に伴い、学校看護師を1名増員し、3名とします。

以上でございます。

こども課長

「こども課の令和4年度重点事業について」説明します。

こども課の所管業務は多岐に渡っており、多くの事業がありますので、特にウエイトが高いと考えている3点について説明させていただきます。

まず、「新規・重点事業」についてです。

1点目は、継続事業として、「子どもの居場所整備事業」です。

事業内容であります。旧ツタヤの建物を改修し、子どもが天候に関わらず身体を動かしたり、安全・安心に過ごすことができる居場所としての整備を目指しているもので、現在、提案型プロポーザルにより選定した設計者への業務委託により、施設の基本設計及び実施設計を行っているところであります。

令和4年度は、改修工事を実施し、降雪期までにプレオープンを目指す予定であります。

事業費は建設工事費として、2億1千万円を予定しています。財源については、「都市構造再編集中支援事業交付金」により1/2の1億500万円、残りの市負担分の内9,450万円を起債、1,050万円を一般財源からと考えております。交付税算入がありますので、市の実質負担額は8,610万円を見込んでおります。

2点目は、新規および継続事業として「私立認定こども園施設整備補助事業」であります。市内2か所の認定こども園が、建替や増築を計画しており、その整備費用に対し補助金を交付するものであります。

①つめは、見附みどりこども園についてです。

民営化により運営法人に無償譲渡した旧見附保育園園舎が、予想以上に建物・設備の老朽化が進んでおり、令和4年度、令和5年度の2か年にわたり、運営法人が

行う園舎建て替えに対して補助を行うものです。

法人側としては、当初は、今年度の令和3年度から着手したい意向でありましたが、計画を見直し1年繰り越したものであります。

②つめは、わかくさ中央こども園についてです。

連携施設である、0・1・2歳児を対象とするわかくさキッズルームの修了児を受け入れるために令和4年度、令和5年度の2か年にわたり保育室を2室増築するもので、運営法人が行う増築に対して補助を行うものです。

それぞれの改築、増築により、保護者のニーズにあった保育部分の定員の増が見込めます。

3点目は、継続事業として「第3次公立保育園の民営化」であります。

こちらにつきましては、先ほどの報告事項で説明させていただきましたとおりであります。今年度開催した検討委員会で策定した、第3次見附市公立保育園民営化等実施計画が決定しましたら、令和4年度は民営化する園の移管先の選定を行うこととなります。

また、今回の計画では、公立保育園1園と地域保育園2園の民営化、及び地域保育園2園の閉園という内容ですので、保護者や地元など市民に対して、より丁寧に進めていきたいと考えております。

その他、「4. 新規事業」としましては、保育園ICT化推進のための園務支援システムの導入を検討しているところであります。

「5. 拡充事業」としましては、民間事業者が運営する病児保育室・一時保育事業についても、保護者負担の軽減を図ることを目的に、子育て応援カードをお持ちの方には利用料を半額とし、その分を民間事業者に対して補助するものです。

「6. 新規事業」としましては、児童発達支援相談事業を実施し、療育教室終了児や診断がつかなくても支援が必要なお子さんに対して、入学後も途切れない支援

が行えるように制度を拡充し実施することを予定しています。

次に、「廃止・縮小事業」について説明します。

「1. 新規事業」としましては、土曜保育の拠点化を実施する予定であります。

現在、公立保育園4園で実施している土曜日の保育を、令和4年度からはわかば保育園に集約して実施します。

令和元年度と令和3年度に試行として実施し、特に問題なく実施できたこと、また、4園をわかば保育園に集約して実施することにより、業務の効率化や経費の削減が見込めます。

土曜保育を利用する園児については、園児を集約することにより、一定の人数がいる中での保育が実現し、育ちの面で有効であるものと考えています。

以上、こども課では、新規重点事業として6点、また、廃止縮小事業として1点を令和4年度の重点事業の原案として要望しております。

以上でございます。

まちづくり課長

「まちづくり課の令和4年度新規重点事業について」説明させていただきます。

「1. 山の家解体工事」についてです。

山の家は一般の利用者が無くなった事や老朽化などの理由で、平成30年度以降は一般貸出を行っていないため、令和3年度末に廃止する方向で現在準備を進めております。

近年、施設の老朽化が進み、冬期間はアクセスする道路が雪で閉ざされて雪下ろしが出来ず、雪の重みで倒壊する可能性もあるため、予算が付けば、来年度に解体撤去工事を行えればと考えております。

なお、予算は解体工事費として660万円を見込んでおります。

次に「2. 見附駅交流施設事業」についてです。

見附駅横にある既存の駐輪場2階部分をリノベーションして、カフェ機能を備えた交流スペースや未就学児・保護者等が遊ぶ事ができて、貸出スペースとしても使用できるプレイスペース等を整備する予定となっております。

企画調整課とまちづくり課の2課が連携してこの事業について検討を行っていて、施設を管理運営する指定管理者を選定して、市と協力しながら、若者をメインターゲットとした「にぎわいづくり」を進める予定となっております。

なお、予算は施設の管理運営に係る経費を企画調整課と調整中です。

次に「3. 地域コミュニティへニュースポーツの普及」についてです。

コロナ禍で外出機会が減った事などから身体活動量が少なくなったり、社会参加の機会が減ったりした方々の体や心の衰え、免疫力低下などの健康2次被害が危惧されています。このような健康2次被害を防止するため、各コミュニティから協力いただき、地域の方々が気楽に楽しめるニュースポーツの卓球バレーやカーリンコン等を悠々ライフ、スポーツ振興係などから紹介し体験する事で、高齢者の外出機会や社会参加を促すだけでなく、仲間づくりの場や継続的な運動機会の提供に繋げ、健康づくりを促したいと考えております。

なお、予算は既存予算内で対応する予定です。

次に「4. 総合体育施設、運動公園環境整備」についてです。

「(1) トレーニングルーム機器入替」ですが、武道館のトレーニングルームのメインの機器は導入から30年が経過して、故障が発生しても、純正部品が入手できず代用品で修繕を行うなどの対応をしています。また、近隣市の施設が新しくなったり、機器の入替などを行ったりした事から、利用者から機器入替を要望する声が増えています。

この度、定価約600万円する機器6種類の中古品で、程度の良いものを350万円で購入できるとの話がありましたので、来年度に機器の入替ができればと考え

ております。

なお、予算は機器購入費350万円のほか、運搬費が必要かの検討を行っている所です。

「(2) 運動公園テニスコート人工芝張り替え」ですが、現在のコートは平成25年度に貼り替えを行い8年が経過し、利用頻度も高いことから、人工芝の貼り替えの目安となる黒い糸が出ている箇所が見受けられる状態です。

なお、予算はコート全体5面の張替えで約4,770万円を見込んでおります。

次に「5. 文化ホール改修」についてです。

「(1) 特定天井改修調査」ですが、平成26年に建築基準法が改正されたことにより、文化ホールの大ホール及びホワイエの吊天井は、現時点で既存不適格となっている可能性があります。最近、県内の類似施設で既存不適格を解消するために耐震工事を実施する自治体が出始めているので、文化ホールも耐震性や今後の耐震工事の要否について調査・検討したいと考えております。

なお、予算は調査費として約192万円を見込んでおります。

将来的な話となりますが、耐震工事が必要となった場合は、大ホール及びホワイエを長期休止する必要があるため、工事の実施に併せて大ホールの空調機器入替なども行えればと考えております。

「(2) 屋上防水改修工事」ですが、文化ホールは平成5年の開館から28年が過ぎ、屋上防水シートが経年劣化で痛んできている状況で、平成26年度に全16区画中5区画を改修しましたが、残り11区画が開館当時から改修していないため、早めに改修できればと考えております。

なお、予算は改修工事費として約4,100万円を見込んでおります。

次に「6. 中央公民館大ホール天井改修調査」についてです。

中央公民館2階の大ホールは先ほど説明させていただいた文化ホールと同じく吊

天井となっていて、現時点で建築基準法上の既存不適格となっている可能性があります。

中央公民館2階の大ホールは先ほど説明させていただいた文化ホールと同じく吊天井となっていて、現時点で建築基準法上の既存不適格となっております。

大ホールの稼働率は95%と日頃から利用者が多く、市の指定避難所となっている中央公民館内で一番大勢の避難者を受け入れられる部屋となっています。

利用者および災害時の避難者への安全安心を確保するため、文化ホールと同様に耐震性や今後の耐震工事の要否について調査・検討したいと考えております。

なお、先日見積りが提出されまして、約70万円の予算を見込んでおります。

将来的な話となりますが、耐震工事が必要となった場合は、大ホールを長期休止する必要があるため、工事の実施に併せて大ホール内の老朽化している舞台・照明・音響設備の改修なども行えればと考えております。

以上で、まちづくり課からの説明を終わります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

学校教育課の「スクールサポートスタッフの配置」についてですが、今の学校現場の状況からみれば必要なものと思いますし、予算がついて計画通りに行けば良いと思います。

スクールサポートスタッフは、現在2名配置されているということで、今まで教職員の多忙化もあり、色々な業務について整理して負担が減ってきたと思いますが、今現在この2名の方は、具体的にどういう業務をサポートしているのか聞かせてください。

もう1点、「休日部活動の段階的な地域移行の検討」についてですが、私は部活動

というのは最終的に地域へ移行していくべきだと思っています。

とりあえず、休日部活動の地域移行を段階的に検討するということですが、教育委員会としてはどんなイメージを持っているのか。例えば、現在各学校で休日も部活動をやっていると思いますが、そこに教職員が全く関与しないということなのか、あるいは地域にスポーツサークルを作って、学校とは無関係に運営していくということなのか。教育委員会としてのイメージの考えをお聞かせいただきたい。

もう1点、教育総務課の「学校給食費の公会計化」については、良い内容だと思います。問題は見附市に滞納者がどのくらいいるかだと思います。他の市町村でも、滞納をどう徴収していくかということをお聞かせいただきたい。

学校教育課長

「スクールサポートスタッフの業務内容」についてですが、担任が授業で使う教材やプリントの印刷準備など、教職員が行う授業に対しての補助的な授業準備全般をサポートしてもらおうというものであります。

各校長から教育委員会に出される要望の優先順位の中でも、スクールサポートスタッフのニーズは高く、なぜそうなっているかというところ、一昨年コロナの状況になった時に、国の補助事業で全ての学校に配置することができましたが、今年度は補助事業がなくなり、従来の形で2名4校（見附小学校、見附中学校、今町小学校、今町中学校）配置しています。来年度は、同規模校の名木野小学校、南中学校、葛巻小学校、西中学校に配置したいと考えています。

先生方は、それぞれ本務校3日、兼務校2日の割合ですが、サポートスタッフが配置されたらこれをやらしてもらおう、というくらい各学校は色々な業務をサポートしていただきたいと願っています。1人の先生の業務は少なくとも、それが10人、

20人となればかなりの量になると思いますので、教職員の授業全てに渡ってのサポートとなっています。

次に、「令和5年度の部活動の地域移行に対しての教育委員会のイメージ」ですが、見附市の部活動外部顧問は、国の法整備を待たずに、市長のリーダーシップのもとにいち早く取り入れており、現在3種目に増やしています。

国が言っている令和5年度の段階は、既に見附市では実施しているものと考えています。さらに、これらを学校現場でいくと教職員は土日の部活動にタッチしなくても良いのですが、先生方が入っている部活動もあります。それらを徐々に外部顧問だけにして行きたいというイメージを持っています。

もうひとつは、部活動の種目も団体種目で人数が集まらずに、学校の部活動だけではやっていけない状況であり、野球など今まであった部が既に無くなっている例もありますが、やりたい生徒もいますので、それを何とか部活動外部顧問制と令和5年度からの段階的な地域移行のタイミングで検討したいと考えています。例えば、中学校4校の部活動を一緒にして外部顧問が指導することによって大会にも出場できるような形ができないか。あるいは、テニスや卓球など個人種目と団体種目が混ざっている種目に対して、土日（4校）4名の教員がいなくても、外部顧問2名で4校の種目の生徒を見てもらうなど、段階的に学校が関わっていく割合を減らしていきたいと考えています。

しかし、一概に全部を外すことはできませんし、中学校教員の中には部活動をやりたいという思いがある教員もいますので、その教員たちをどうしていくのかという課題もあります。その場合、兼務や時間外などお金が関わってくる部分について、国は示していませんが、県の検討会の中ではこの扱いについても話し合われていますので、令和5年度に向けて見附市としてどうしていけば良いかを、まちづくり課やスポーツ協会、学校現場、顧問の皆さんを交えて検討する委員会のための必要予

算を来年度要望したところです。

具体的なものについては、今後さらに詰めて、今の形を発展させて見附市の新しい休日部活動や、さらに進めば平日にも広げていければと思っていますが、まずは休日の教職員の負担軽減を進めていきたいと考えています。既に準備的な会をおこなっていますが、来年度正式におこなうための予算を要望させていただいたところ
です。

教育部長兼教育総務課長

「学校給食費の公会計化」質問についてお答えします。

中央教育審議会では、学校給食費の公会計化を全国的に進めるよう方針が出ており、文科省も取り組み事例を発行して、全国的な推進を目指している事業です。

見附市においてもこの方針に沿った対応をしていきたいと考えていますが、全国レベルでの課題として、システム導入費やメンテナンス費がかかりますので、これら経費の補助が文科省から出ないことから、全国的にはまだまだ進んでいないという現状です。

ご質問のありました、見附市の滞納状況につきまして、見附市は多子世帯への補助金を出しており、滞納があれば補助金はもらえないことになっていることもあり、滞納の率は少なくなっています。年度途中では滞る世帯もありますが、年度末には完済している状況であります。

給食費公会計化の最終的なイメージは、徴収業務をどうするのかという課題があり、現在は、学校側で徴収していただいております、督促を出して徴収する方法に頼っていますが、教育委員会も連携して対応している状況です。それを学校から切り離し、さらに徴収事務負担をなくすためにシステム化を図っていくということ。また一番の違いは、私会計と公会計です。現在の私会計では、保護者が給食費を学校に納めて食材費に充てています。公会計では、食材費に相当する額を予め市で予算化

しておき、滞納があっても給食が提供できるように、まずは食材費を執行し、給食費が滞ってる世帯に対しては、後で徴収していきます。全国的には色々なパターンがありますので、令和4年度については、全国の事例を参考にし、どの方法が効率的で見附市に一番合っているかを検証していきたいと考えています。

齋木委員

「中学校の部活動」について、お聞かせください。

先日、保護者会で「2年後には中学の部活動がなくなる」という話題が出て衝撃を受けた。きっと市で何か検討していることが、ニュアンスが変わって保護者間の中で伝わっていると思った。今ほどの説明と保護者間の噂話にはギャップがあると感じた。きっと子どもたちにも噂が伝わっていて、子どもたちも動揺しているのではないかと思う。市で検討していることの全てを保護者に伝えることは難しいと思うが、中学に行って部活をしようと思っている子どもたちの希望が、変な方向に行かなければ良いと思う。何か説明があると子どもたちも救われるのではないかと思います。

学校教育課長

この話が出てきたのは、まず国からで、次に県、次に市、学校と降りてきたものです。しかし、国は理論は示したが、その後のスケジュール感が出てこないのも、実際の課題に対して、昨年度あたりから県や市単位で話し合いが始まってきている状況です。

ご指摘の通り、保護者にもある程度の情報を出していかないと、間違った認識や噂になってしまうと考えています。GIGAスクールを導入した時にも、GIGAスクール通信という情報を定期的に発行したように、同様のイメージで情報提供していきたいと考えています。

部活動そのものが無くなるということではなく、今まで教員が全てやっていたこ

とが、これからは教員だけでは子どもたちのニーズに合ったことができなくなり、働き方の面からも色々とミスマッチが起きている状況があり、教員にも生徒にも良い方法はどうすれば良いか、ということに対して出てきたのがこの令和5年度に向けての週休日の部活動のあり方です。

もし保護者会などで話題がでましたら、部活動が無くなるのではなく、進め方が変わっていくことと、どう変えればよいかを現在検討している、ということをお伝えいただければと思います。

小 倉 委 員

土日に集約し段階的に外部顧問に依頼する形になると、部活動は地域の大会などに出ることが想定されるが、今までは学校単位でないと参加できないことになっていたと思います。例えば、各学校では人数が足りないため、市全体で合同チームを編成した場合、子どもたちが自分の力を発揮できる場面はどうなっていくかなど、先の見通しについてお聞かせください。

学校教育課長

そこも検討事項の重要なポイントで、現在話し合っているところであり、一番ネックになっているところであります。現在、中学校の大会は中体連組織の規約で運営されており、合同チームでは大会に原則参加できません。しかし、教育委員会だけでなく、中体連も合同チームの参加について検討が始まっておりますので、一緒に検討していかなければならない状況になっています。

教員にとって良い制度改革にすることが大事ですが、児童生徒が犠牲になってはいけないので、子どもたちの思いも大切にしながら、どうすれば良いのかを検討していく必要があると考えています。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第59号「令和3年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第59号「令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。まず、教育総務課分です。

4款衛生費1項3目、感染症予防事業費の231万1千円の増額ではありますが、文部科学省の「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、市内小・中・特別支援学校の3月末までの消毒清掃業務の委託料と、消毒清掃に必要な消耗品費の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費2項1目、小学校施設管理費86万5千円の増額ではありますが、葛巻小学校の校外学習で三条市の学習施設へ出かけた際に、スクールバスが施設案内看板を棄損したため修繕に要する経費を賠償金として計上させて頂くものであります。なお、この賠償金については、市有物件自動車損害共済により全額補填されます。

次に、10款教育費3項1目、中学校施設管理費43万6千円の増額であります

が、来年度から見附中学校で通級指導教室が増設されることから、机・イス・パーテーション等の備品費・消耗品費の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費4項1目、特別支援学校施設管理費95万7千円の増額であります。来年度児童数の増加が見込まれ、教室の増設が必要となることから、空きスペースを確保するため、既存教室に保管している用具等を収納する屋外用具庫を新設する経費の計上をお願いするものであります。

次に、10款教育費5項4目、民俗文化資料館費の「埋蔵文化財発掘調査事業費」274万2千円の増額であります。令和3年度の県委託事業「芝道遺跡発掘調査事業」を実施したところ、当初の想定より多くの遺構・遺物が検出されたことにより現場作業・整理作業が増加した為、必要となった追加の調査経費の増額をお願いするものであります。なお、同額が県補助として交付される予定であります。

次に、10款教育費5項4目、民俗文化資料館費の「耳取遺跡保存活用事業費」の19万8千円の増額であります。国補助対象の「耳取遺跡整理作業」と市単業務の「過去調査報告書の刊行作業」を担当する会計年度任用職員の業務が、当初想定していた業務量を超え年度いっぱいかかる見通しとなったことから、不足する3か月分の報酬及び費用弁償の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

それでは、学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

10款教育費2項2目、小学校教育振興費のうち、新型コロナ関連の小学校教育振興事業費16万2千円の補正をお願いするものでございます。

補正の理由であります。見附市立の小学校が新型コロナウイルス感染症拡大により、修学旅行が延期になったことにより発生した保護者負担分の経費企画料を市が補助するものでございます。

続いて、10款教育費4項2目、特別支援学校教育振興費のうち、新型コロナ関連の小学校教育振興事業費10万8千円の補正をお願いするものでございます。

補正の理由であります。先ほど同様に見附市立の特別支援学校が新型コロナウイルス感染症拡大により、修学旅行が延期になったことにより発生した保護者負担分の経費企画料を市が補助するものでございます。

以上でございます。

こども課長

それでは、こども課関係の補正予算について説明させていただきます。

3款民生費2項4目「児童手当費」99万5千円の増額につきましては、児童手当法の改正に伴う、児童手当システム改修業務委託料の補正をお願いするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和3年第7回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

16時30分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子